

内水面漁場計画の案の作成について提出されたご意見とそれに対する県の考え方

令和5年9月8日から同年10月10日までの1カ月間、内水面漁場計画の案の作成について実施した意見の募集では、1人から2件のご意見が寄せられました。ご意見をいただきありがとうございます。

これらのご意見について、県の考え方とあわせて以下に示します。

〈ご意見の提出者数〉	〈提出されたご意見の数〉	
個人 1件	計画全体について	1件
	その他	1件
	合 計	2件

ご意見	ご意見に対する県の考え方
<p>内水面漁場計画（区画漁業権）素案 付記、条件</p> <p>1 ため池の維持管理その他保全のため国又は地方公共団体及び管理者の行う事業の施工については正当な理由がなければこれを拒んではならない。</p> <p>この条件は水産法規解説全集、漁業制度関係質疑応答 漁業法 34 条漁業権の制限又は条件についての行政実例 1 1 7) 内水面共同漁業権の制限条件などの疑義について 回答 昭 32. 12. 27. 32 水漁第 4234 号 漁政部長</p> <p>1 1 8) 漁業権の制限又は条件について 回答 昭 38, 10, 21. 38 水漁第 6929 号 漁政部長</p> <p>によると「違法であり、たとえ付けても無効である」とあります。 この条件には罰則の規定も伴うことから一般的に「違法であり無効」な条件に基づいて検挙又は行政処分、行政指導などを行えば誤解による新しい紛争が生じる可能性</p>	<p>国の技術的助言（海区漁場計画の作成等について（令和4年4月14日付け4水管第57号水産庁長官通知））において、「将来予想される埋め立て工事のため免許期間を制限する旨、将来における埋め立て工事を予想して漁業被害に対する補償要求をしてはならない旨の条件は、法の目的から逸脱しており、付けることができない。」としており、1 1 7) 及び1 1 8) は当該事案に該当しますが、本県の付す「正当な理由がなければこれを拒んではならない。」は該当しません。</p> <p>なお、正当な理由に該当するか否かは、具体的な事案に応じ、個別に判断されることとなります。</p>

ご意見	ご意見に対する県の考え方
<p>があります。</p> <p>公平公正な水面利用の観点からもこの条件を内水面漁場計画（区画漁業権）素案から取り消していただきたい。</p>	
<p>また、この条件は法律用語で作成されている行政文章なので、一般大衆の漁業者には内容を正しく読み解くことは大変難しい。</p> <p>そこで今回の一斉、許可（免許、許可など）更新手続き（第5種共同漁業権、第2種区画漁業権、うなぎ稚魚漁業許可、採捕許可）において手続きの透明性を向上するために特に、今回の内水面漁場計画素案において、この条件を受け手の漁業者にとって条件の内容（注1）を詳しく、解りやすい文章に書き換えて、全ての申請者や漁業関係者に公にして、説明していただきたい。</p> <p>（注1） 条件の内容 （目的や趣意、義務、禁止、正当な理由などの基準、範囲、経緯などが具体的に明らかになっていること）</p>	<p>今後も解りやすい文書に努めてまいります。</p>